

二、本題の問題も

二〇四三平成二十一年

川島ふるわと再生ネットワーク

基準やルール化に難しき

支援のかたち

大島土石流被害から3ヶ月

中

「島外避難の規模をどう考へておられるのか」台風27号に伴う新たな土砂災害の警戒が高まつてゐた。昨年10月20日、大島町長室で、宮寄泰樹都危機監理監は川島理史町長にこゝへ上るさせられた。

少なぐとも高齢者と障害者の計540人程度とし、要援護者一人に付き添いの家族一人を避難させる方針を決定。島外避難者は最大一千人規模に

が、行政部の竹内規雄議
しょ振興係長から矢巣俊
樹事業調整担当部長を通じて、
港湾局に伝わるとい
し、24日には八丈島発の大
型客船が通常、航路に

と判断し、數十台が竹芝
桟橋に運び込まれた。同
部の猪口太一都内避難者
支援課長は「東日本大震
災の受け入れが参考にな
つた」と振り返る。
受

「誰を」「いつ」「どこで」島外避難させるべきかなど、ルーチン化が必要なのではないか。
総合防災部の金久保豊
和広域連携担当課長は
「最終的に国と調整
週至にべつだなどが
マリンピック記念青
総合センターを確保

るが、こうした人が殺到などの職員が集まり、島議会は、高齢する恐れがあり、乗船は外避難の受け入れ態勢を難しいとの判断を下した。議論していた。

被災者の負担を大幅に減らすため、竹芝棧橋避難した際、車椅子の利用者が多數いたにもかかわらず、1台も車椅子

屋が空いていなかつた。
宿泊施設を有する教育
施設「BumB」
所管の施設「BumB」
（ソウル・東大邱・大邱）
きない高齢者こそ、島外
避難させる必要があつた
れており、自力で避難で
島全域に避難勧告が出さ

「500人～3千人の腹 緊張する要援護者への島外避難の積もり」と述べ、災害時の意向調査では、希望者は要援護者を優先して避難させる意向を示した。当初、要援護者には子供が含まれていたが、対象が膨大になるため、主に高齢者に絞り込まれた。しかし、島外避難者の数は最後まで固められなが、1人でも例外を認め

と24日で計127人に達した。意向調査対象外の人が23日のジェット船出航前になって、「乗せてほしい」と希望したためだ

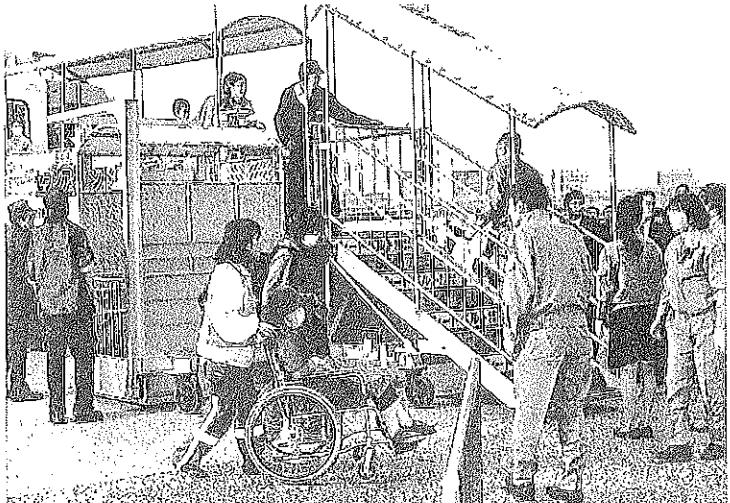
全員を降ろし、ジェット船で振替輸送した。空席となつた大型客船で島外避難者を乗せ、高齢者は傾斜など横にならぬことが出来たといふ。

受け入れ先も、決定まで曲折を経た。21日時点では、最大で1千人規模が島外避難するとの見通しがあり、同部は最低でも1週間宿泊可能な施設として都営住宅や旅館・ホテルを想定。高齢者などを決して

の入浴は個室であ
り問題ないが、同セン
タには大浴場しかな
い。浴介助が出来ない。
支援対策部の職員が
保健局に依頼し、洗
濯の協力を得て、
有10人を介護施設な
入浴させることで解
決したところ。
「都としては、島外避難
の要請を受けた時、対応
できる態勢を普段から考
慮しておき、必要な時に

並行して、本厅では21日に総務局、福祉保健局

卷之三



國車椅子配備

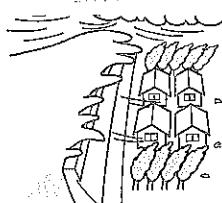
島外避難した人の中に
は車椅子の利用者もい
た。13年10月23日、竹
芝桟橋で

決したという。

都の支援、前提は禁物

地震や風水害など、建物の被害の程度を証明する権災証明書。その発行業務のノウハウを身に着けようと、土石流災害が起きた大島に派遣する都や区市町村職員計64人を対象にした研修が昨年10月23日と29日に都庁で行われた。

講師は、権災証明書の関連業務を簡便化するため、被災者生活再建支援システムを開発した新編大学危機管理室の田村圭子教授ら。建物の被害の程度を調べる際、所有者の



元町地区で損壊家屋を
調査する都職員ら=都
総務局総合防災部提供

支那のかたち

1

金華

現在までの家屋調査は1月5日からの日まで、派

書状況に応じて「複数化するなどして、家屋を「全壟」「大規模半壟」「半壟」などに分類する業務

も、家屋調査の業務が出来ることを職員に伝えていきたい」という。都から派遣された建設局用地部調整課の島川光一郎課長は、「本年、西側の

■クレームも

場合、町職員が応対することになつてゐたので、派遣職員は證明書の発行業務に専念し、その後じうじう經過をたどつたかは分からぬよ。

生した場合に備えて、都職員は罹災證明書の関連業務の研修を実施すべき。という指摘も出ている。

松井真司情報統括担当課
都総務局総合防災部の

た。「被災者の気持ちが和らぐのであれば、話を聞くのは私の役目」と近藤係長は語る。今後は

していれば「半壊」だつたが、分割したことで「大規模半壊」と「半壊」の判定となつた。島根県は本来、区市町村の事務ではないが、今回は大島町の人手不足もあり、都は支援要請を受けた。首都市長が出てきた。首都市長は「首都直下型地震が発生した」と述べ、「住める状況でないのに、全壊ではな

地震や風水害などで建物の被害の程度を証明する権災証明書。その発行業務のノウハウを身に着けようと、土石流災害が起きた大島に派遣する都や区市町村職員計64人を対象にした研修が昨年10月23日と29日に都庁で行われた。

講師は、権災証明書の関連業務を簡便化するため、被災者生活再建支援システムを開発した新潟だつた」と振り返った。

大島に派遣された豊島区近藤功・公用係長は「住民とどう接すればいいのか、不安要素はいっぱい

大島町職員が既に、床上や床下浸水などを確認する1次調査を済ませており、派遣職員は2次調査を受け持つた。慶應や柱、床などの各部位の被

載してある被害家屋の写真と比べて柱などの損壊調査件数が多い班は比較的被害が軽微なエリア、逆に被害の大きい家屋を担当する班は調査件数が少なく設定された。

担当し、調査を立ち直り所有者との対応に立った。柱など見えない部分の被害も聞き出し、判定結果に影響しない留意した。

所有者から、土災害が起きた当日は、談を聞かされ、調査が長くなつたこともさ

が増築されたような字形の家屋で、被書の大きさに比例して、い箇所と小さい箇所が混在していた。一つの家から、在して、いた。二つの家から、それとも二つの家として、調査すべきか判断がつかず、大島支庁に常駐して、体験した大学教授や企業関係者に連絡し、現地に駆けつけた関係者から「分割して判定すべき」と指摘を受けた。一体的に判定

区市から派遣された計7人
の職員が従事した。²⁴⁾
日から派遣された江東区
防災課の馬場祐太氏は、
町職員が割り振った権限
証明書の発行番号を端末
に入力し、名前や住所、
家屋の写真などを、被災
者と確認した後、金土壟
などの調査結果の了承を
得る業務に携わった。
町職員が事前に、判明
結果を知らせていたので、
本来であれば可も問題

活用建支援金が最高300万円、小中学生には教科書などが支給される。しかし、支援内容が被災者に十分に理解されていない現状も実感した。「今後は、実際に大震災による被害が起きたらどうすべきか、江東区民に啓発を徹底していかないといけない」（馬場氏）と話した。

■区市町村事務局

流災害が局所的だったことから、都の職員が業務に当たることが出来た。首都直下型地震では、都に余力があれば区市町村を応援すべきだと思うが、都職員が大挙して行くのは分からぬ。いざという時に都が助けてくれるということを前提として回らなくなる。基礎自治体が自分たちの力でやることが重要なことにな

支那のかたち

下

月5日から9

日文
派

壞】一大規模半壊】一半

も、家屋調査の業務が出来ることを職員に伝えていきたい」という。都から派遣された建設局用地部調整課の島川光一郎課長は、「本年、西側の

■クレームも
型地震が起きた時、1回は家屋調査を経験した上で、職員への指導が「来る」と自信を見せる。

場合、町職員が応対することになつてゐたので、派遣職員は證明書の発行業務に専念し、その後じうじう經過をたどつたかは分からぬよ。

生した場合に備えて、都職員は罹災證明書の関連業務の研修を実施すべき。という指摘も出ている。

松井真司情報統括担当課
都総務局総合防災部の

元町地区で損壊家屋を
調査する都職員ら=都
総務局総合防災部提供

本来であれば何を問
題は起きないはずだつ
た。だが、馬場氏が「平
調査、罹災証明書の発行

金庫を判定する 調査、確定証明書の発行

「おわら」と指摘した。